

佐賀県東部工業用水道規程第五号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第十一条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「こと」の下に「又は子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること」を加え、「六日」を「十日」に改め、同条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 次に掲げる者であつて負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者に必要な世話を行う場合は、一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

ロ 次に掲げる者であつて職員と同居しているもの

- (1) 祖父母、兄弟姉妹及び孫
- (2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で別に定めるもの

第十二条の二第一項中「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会が規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。